

令和8年度第1回文化財保護審議会 議事概要

1 日時 令和8年8月5日(水) 14:00

2 場所 市役所別館第3 2階北会議室

3 出席者

(文化財調査会委員) 衣斐 弘行(会長)、諸戸 靖、菅原 洋一、瀧川 和也、
采摺 真澄、鳥丸 猛、鈴木 えりも、渡邊 潤子、河原 徳子
塚本 明、岸田 早苗、

(事務局) 文化財課長 山中 尚美
文化財課文化財GL 西出 佳代
文化財G 岡田健佑、石崎 慎也、代田 美里、田中 里美
文化財課発掘調査GL 真弓 真紀
文化財課考古博物館長 伊藤 和彦

4 欠席委員 小澤 毅、笥 真理子、道田 美貴、門口 美代

5 議事

(1) 令和8年度文化財保護事業計画について

- ① 文化財関係
- ② 発掘調査関係
- ③ 考古博物館関係

(2) 調査報告について

- ① 神戸城跡現状変更について
- ② 樹木関係について
- ③ 旧寺尾家住宅現状変更について
- ④ 指定文化財所在場所変更届について

(3) 文化財指定候補について(以下非公開)

- ① 綺宮について
- ② 府南寺仏像について

6 その他

7 傍聴人 5名

8 内容（議事録）

事務局：本日の審議会は、鈴鹿市文化財保護条例 第 19 条 第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席があることから、会議が成立することを確認し、令和 8 年度 第 1 回鈴鹿市文化財保護審議会を始める。

＜挨拶＞

- ・文化スポーツ部長より挨拶
- ・保護審議会会長より挨拶

事務局：（資料確認後議事へ）

鈴鹿市文化財保護条例 第 19 条 第 1 項により、会長に議長をお願いする。

会 長：これより、議長を務めさせていただく。まず、会議の公開について、事務局から何かあるか。

事務局：鈴鹿市情報公開条例 第 37 条の規定により、会議は公開が原則だが、同条但し書きにより、第 1 号の、非公開情報が含まれる会議を開催する場合、第 2 号の、「会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」については、非公開とすることができる。とある。

事項 3 の（3）文化財指定候補については、委員の皆様に、公正な審議をしていただく必要があることから、第 2 号に該当すると考えられるので、会議の一部を非公開とすることで協議いただきたいと思う。また、傍聴人は 5 人ということで報告する。

議事録は要約記録として公開する。公開にあたって、質疑・意見をいただく委員の指名は A 委員、B 委員と表記する。

会 長：それでは本会議は公開とし、事項 3 の（3）の文化財指定候補については、本会議として一部非公開としてよろしいか。

委 員：（異議なし）

会 長：それでは事項書（1）令和 8 年度文化財保護事業計画について①文化財関係～③考古博物館関係について事務局より説明をお願いする。

＜ 5 （1）令和 8 年度の文化財保護事業計画について①【別紙 1】＞

事務局：別紙 1 について。

はじめに、大黒屋光太夫記念館企画展について、3 月 19 日から秋ごろまで「知っておどろき！大黒屋光太夫」をテーマとした展示を行う。その後、入れ替えを行い、11 月から大黒屋光太夫記念館 特別展を行う予定。特別展終了後は、1 月から 3 月の予定で冬の企画展を行い、3 月 7 日に「SUZUKA KODAYU SAUNA DAY」を開催する予定。

また、佐佐木信綱記念館においては、10 月下旬から 1 月中旬までの予定で、「信綱と女流歌人たち」をテーマに、特別展を開催する。

次に金生水沼沢植物群落観察会について、年 5 回の観察会を予定しており、6 月と 7 月、8 月上旬の 3 回、観察会を実施した。今後は、9 月に 4 回目、11 月に 5 回目の観察会を予定している。

次に、伊勢型紙資料館については、新蔵において、時期や内容は決まっていないが、企画展を実施する予定。

次に、1 月中旬において、文化財防火デーの運動の一つとして防火査察の実施を行い、文化財の所有者、管理者その他の関係者に対し、消防署職員とともに立会検査や消防訓練の実施を予定している。以上が主な事業報告。

< 5 (1) 令和 8 年度の文化財保護事業計画について②【別紙 2】 >

事務局：別紙 2 の資料に基づき報告する。

はじめに、1 発掘調査 【1】保存目的調査について、2 件予定している。

1 件目は、広瀬町の伊勢国府跡 長者屋敷遺跡の調査について、平成 4 年から調査を開始し、調査次数は今回で 46 次を数える。

令和 2 年からは、政庁の北側に広がる「長塚東南」区の内部構造を把握するため、継続して調査をしている。今年度の調査は、11 月頃から開始予定としており、1 月頃には、学識経験者の先生方から指導をいただく予定。

2 件目は、国分町の 富士山 1 号墳 第 6 次調査について、昨年度は墳頂部の調査にて、粘土槨を伴う埋葬施設と、鉄製の冑を確認した。

冑に関しては、今年度から保存処理を専門業者に委託し、現在作業中。3 月中旬には保存処理を完了し、納品を予定している。

富士山 1 号墳の調査については、昨年度に引き続き埋葬施設を行うとともに、本来であれば、昨年度行う予定だった「後円部南側」と、「後円部と前方部との接続部」の調査を実施している。この調査については、現在、原位置（古墳築成時のままの場所）の葺石の確認、座標等の記録を終え、前方部と後円部のすりつけ方を検討する段階になっている。埋葬施設については、現在調査中。

令和 8 年 4 月 27 日に 1 回目の現地指導会議を実施し、学識経験者の先生方から、調査開始前の指導をしていただいた。例年、指導会議は年 1 回行っているが、今年度は、今後の調査方針を随時仰ぐため、8 月に 2 回目、10 月に 3 回目の指導会議を予定している。2 回目の会議は 8 月 7 日に実施することになったので申し加える。

続いて、【2】記録保存調査について、国・県から補助金を得て実施する調査として、木田町の 磐城山遺跡 第 20 次調査と国分町の 狐塚遺跡 伊勢国分寺跡 第 43 次の調査を実施している。磐城山遺跡は、農地改良に先立つ発掘調査で、年内いっぱい行う予定をしている。狐塚遺跡は、個人住宅にかかる調査で、8 月中旬には終了の予定。公共事業に関する調査については、現時点で実施する計画はない。民間受託事業としては、平野町にある門山遺跡・門山 2 号墳・門山 4 号墳の第 5 次、第 6 次調査を実施している。これは宅地造成にかかるもの。今後、発掘調査が必要な箇所が出てきたら、随時調査を行う。

次に、【3】範囲確認調査等について、開発工事に伴い、遺構・遺物の有無を確認する範囲確認調査については、7 月 17 日時点で 11 件、工事の立会い調査については、18 件を実施済み。範囲確認調査、立会調査とも、昨年度より減っているが、範囲確認調査については、件数の 3 分の 1 を太陽光発電施設建設関連の開発が占めている。また、範囲確認調査をした内の 1 件 狐塚遺跡 が、記録保存調査となっている。

つづいて、2 遺物整理・報告書の刊行について、【1】遺物整理について、今年度、実施する発掘調査の出土品の整理に加え、磐城山遺跡 第 16 次調査で出土した土器 31 点の実測図作成を委託にて行っている。

次に、【2】報告書の作成について、発掘調査の報告書は、まず、伊勢国府跡調査概要報告として、第 43 次と第 44 次調査分を『伊勢国府跡 28』として報告予定。また、長者屋敷遺跡 第 38 次を 発掘調査報告書にて報告する予定。なお、昨年度実施の小規模調査の成果については、毎年刊行している『鈴鹿市考古博物館年報』の 第 28 号にて報告する。これらの報告書は、令和 9 年 3 月にそれぞれ刊行する予定。

つづいて、3 活用事業 【1】発掘調査現地公開について、富士山 1 号墳の公開を 10 月頃に予定している。調査の成果をふまえての開催を考えているので、成果によっては実施を見合わせることもある。

次に、【2】展示・講演会について、古博物館の特別展示室において、令和 7 年中の発掘の成果を報告するため速報展「発掘された鈴鹿 2025」を令和 8 年 3 月 14 日から 6 月 14 日の日程で実施した。なお、その関連事業であるスライド説明会を、令和 8 年 5 月 17 日と 6 月 14 日に実施したところ、延べ 48 名の参加があった。

令和 8 年中の発掘の成果については、速報展「発掘された鈴鹿 2026」を令和 9 年 3 月 13 日から開催する予定をしている。また、その関連事業としてスライド説明会も実施する予定。

次に、【3】情報発信について、博物館ホームページやフェイスブック等の SNS を用いた「発掘調査ニュース」を随時発信している。また、今年度は、博物館ホームページの「埋蔵文化財アーカイブページ」に、加佐登地区の情報を追加する予定。掲載情報については、今後、順次増やしていく予定。

次に、【4】発掘体験について、この事業は、平成 25 年度から行っていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度からは中止となっていた。それを、今年度再開するもの。

4 史跡整備関係としては、三重県史跡整備市町協議会において、令和 8 年度 及び 9 年度は本市が会長市を、また、令和 10 年度、11 年度は監事を務める予定となっている。

5 その他について、【1】地域との協働事業として、鈴峰地区の地域づくり協議会 文化部から、講師の依頼があったので、令和 8 年 9 月 10 日にフィールドワークを行う予定。

また、日にちは未定だが、令和 8 年度下半期において、加佐登地区の遺跡についてシンポジウムを行う予定。

玉垣地区の玉桜まちづくり協議会からも、講師派遣の依頼があったので、2 月頃に講演会を行う予定。

【2】の学官連携事業としては、鈴鹿工業高等専門学校と連携し、遺物の分析を行っている。発掘調査関係は、以上。

< 5 (1) 令和 8 年度の文化財保護事業計画について③【別紙 3】 >

事務局：別紙 3 について説明する。

速報展については、先ほど発掘調査グループから報告のあったため割愛する。

特別展について、昨年度は、展示室の空調設備改修工事のため、年末年始をはさむ形で開催したが、今年度は、例年のように、開催期間を、7月11日から9月23日としている。

今回は、「いにしへの絵画展—なにが描かれているのかな？」をテーマにしている。出土した遺物、土器や埴輪には、まれではあるものの、絵・絵画が描かれている。人物や、動植物など、遺物の表面に棒状のもので描く線画が多く、これらの絵は、小さなこどもが描く表現に似ており、理解しやすいものと言える。

また、本市の伝統産業に、鈴鹿墨があることから墨画の描かれた遺物も併せて展示する。

今回の特別展は今までとは少し趣向を変えており、考古学に興味のあるかたばかりでなく、小さなこどもをはじめ、美術に興味のある方にも観覧いただけたらと考えている。

このことから、9月5日の関連講演会では、「考古資料と近現代美術」と題し、三重県立美術館の学芸員を講師に招き美術学の見地からみた考古学を講演いただく予定としている。加えて9月12日の講演会では、三重県埋蔵文化財センターから講師を招いて、「絵画からよむ弥生社会」と題して、弥生社会における絵画について考古学者の見地から講演いただく。

次に11月14日から2月7日まで開催の企画展では、「地域の歴史を学ぼう、加佐登地区編」と題して、加佐登地区で調査された遺跡から出た遺物を展示する。

関連講座として、「瓦を焼く、日高山瓦窯から川原井瓦窯へ」と題しまして、奈良文化財研究所から講師を招き、11月28日に開催する。

その他には、シリーズものとして、好評をいただいている「寺院・官衙シリーズ」、「遺跡の歩きかた」、「博物館入門講座」等講演会を開催する。

続いて、こどもたちの長期休暇期間に開催のこども体験博物館について説明する。

毎回、勾玉、火起こし等恒例の体験に加え、日替わり講座として、型紙等伝統文化を交えた工作、自然に触れる工作、草木染め等多種多様の講座を企画し好評を得ている。今年は、9月のシルバーウィークが5連休となることからゴールデンウィーク、夏休み期間に加え、開催することとしている。

また、3月には、こどもやその家族に考古博物館をもっと知ってもらい、歴史に関心を持つきっかけづくりとして、また、史跡伊勢国分寺跡歴史公園の活用、地元自治会・地元地域づくり協議会と協働することで周辺地域との関係の熟成をはかるため、「伊勢国分寺まつり 2027」を開催する。以上が、主な事業計画。

会 長：先ほどの説明を受け質問、意見等はあるか。

（質問意見なし）

会 長：それでは引き続き（2）報告について、①～④までまとめて報告を求める。

< 5 (2) 報告について①神戸城跡現状変更について >

事務局：神戸城跡現状変更について、資料4によって報告する。

神戸城跡の石垣の上にある、四阿（あずまや）が傾いているとの報告があり、確認に向かったところ、施工前の写真のとおり。以前から少し傾いているかもという報告はあったが、今回現場確認をしたところ、かなりの傾きが確認でき、このままでは倒壊の危険があると判断した。県へ相談し、土台・基礎はそのままにして上部を撤去する現状変更を行うこととした。

5月29日、本課職員立ち合いのもと、施工を行い、写真のとおりとなった。四阿の撤去については以上。

続いて、石垣について報告する。

先月、神戸城の石垣が若干崩れているという投稿が SNS 上にあり、急遽三重県の職員と一緒に確認に向かった。

結果、石垣の崩落自体は起きていないが、土砂が流出してしまっており、石垣の根元までかなり露になっているという状況であることがわかった。

資料の写真を比べると2020年3月に撮ったものと2026年の7月で撮ったもので、石の位置自体は変わっていないが、かなり土砂の量が減っているという状況。資料別の写真でもそうだが、石の位置・数・大きさはかわっていないが、2010年3月に石垣の上に生えている木の根が石垣を押し出していて、石垣を危険な状態にしているということで、木の伐採をした。そこから16年近く経ち、おそらくその木の根が枯れてきて、土砂が逆に流出してしまっているという状況になっているという予想。一時期土砂の流出を防ぐために土嚢を設置していたこともあったが、今撤去しているので、三重県とも相談し、今後また土嚢を応急処置として置こうかと考えている。

< 5 (2) 報告について②樹木関係について >

事務局：樹木関係について資料5によって報告する。

1つ目が川俣神社のスタジイについて報告する。県指定天然記念物だが、虫害により樹勢衰退傾向が見られる状態であったため、防除作業を実施。今後は経過観察をして必要に応じて防除作業を継続していく予定。また資料には記載がないが、枯死が確認されている少し大きめの枝を2本切除した。樹形自体に大きな変化はない。倒木する危険性があるというものではないが、そういったものを回避するためのケーブリングまたは支柱の設置、枯死した枝については、切除を樹木や地元の管理者とを検討していくということになる。川俣神社のスタジイについての報告は以上になる。次に、長太の大楠について報告する。

長太の大楠については、令和2年に落雷の被害にあい、資料に記載の通り、措置を行ってきている。土壌改良はほぼ毎年行い、あとはロープワーク作業による調査と枯枝の切除を行ってきた。すでに枯死したことが確認された枝については、順次切除を実施し、直近では令和8年の3月に全体

的に切除を行った。これによって写真で見ていただく通り、樹形は変わっているが、これにて、当面の枝が落下する危険であるというような状況は回避したと言える。また、落雷から6年が経過し、落雷当初に計画をしていた、5か年にわたる土壌改良は完了した。樹木医の見解では、人間に例えると集中治療室から出たけれども、まだ入院は必要な状態というのが、今の長太の大楠を表す状態ということで、今後も回復に向けた措置を継続していく。当初計画していた土壌改良が完了したことから、新たなフェーズに移っていく必要がある。今年度以降は、現状の診断と記録、再生枝の選抜整理、害虫の防除、施肥、そして傷の治療に取り組んでいくという予定であり、先日所有者と地元の保存会を含めて方針について説明会を行い、了承を得ている。また、県も含めて今後の方針を策定していくということも検討している。長太の大楠についての報告は以上。

最後に、地蔵大松について報告する。地蔵大マツについては、腐朽や主幹の空洞化が見られ、また、大きな亀裂が発生している。現在ケーブリングや新たな支柱の設置により樹体は一応安定している状態。一方で、松の成長によって支柱が浮いてしまっている部分があったり、新たな支柱の設置が必要な箇所が存在していたり、本体の南側にあるクロマツが本体を被圧しているというような状況等の問題が山積している。

樹木医は維持が難しくなっている枝の切除や接木というものも検討しているが、そういった措置については、天然記念物の観点から、現状変更の許可が下りないという可能性が高く、県との協議は難航している。

所有者である西玉垣自治会としては、地蔵大松を後世に残したいという思いが強く、何でもやれることはやりたいということ、説明会にて確認している。今後、県も交えた保存管理計画または保存管理方針の策定を検討していくことになろうかと思う。樹木に関する報告は以上。

< 5 (2) 報告について③旧寺尾家住宅現状変更について >

事務局：資料6によって報告する。

市指定文化財の旧寺尾家住宅（現伊勢型紙資料館）について、離れ座敷の雨戸の状態が悪く、修繕を行ったので報告する。資料のとおり、経年劣化によって板割れ、欠損及び剥離などが広範囲に生じている状態であり、板材が脱落して開口部が生じた箇所にビニールなどを貼って部分的な補修や応急的な養生を行いながら、ここ数年使用するという状況が続いていた。

一部の雨戸については、開け閉めができない状態も続いていた。これは表面の風化ではなく、板材自体の強度や釘の固定力の低下が見られるということで、安定的に維持することは困難な状態にあると判断し、修繕することとした。修繕の内容としては、既存の雨戸7枚を取り外し、形状寸法等の仕様及び意匠を踏襲した形で雨戸を新調した。

文化財指定されたものの修繕としては、既存部分をなるべく残し、修繕するというのが基本ではあるが、雨戸という実用部材であるということで、風雨や飛散物から建物の内部を保護する機能ということを考え、機能を回復することが優先されるのではないかとということで、A委員にも相談したうえで、一部を残して修繕するというよりは、新調する方向で動いた。

もともと取り付けていた雨戸には、戸車はなかったが、日常的に開閉することを考慮し、予防的措置として、戸車を新たに設置した。既存の雨戸は廃棄せずに型紙資料館内で保存している。左側の写真が修理前で右側が修理後。以上。

< 5 (2) 報告について④指定文化財所在場所変更届について >

事務局：資料はないが説明する。令和9年1月に江戸東京博物館で「江戸おしゃれ」という展示がされるということで、市指定文化財の寺尾家文書が何点か出ていくので、報告する。また、前回の審議会の時に報告した台湾の美術館への型紙の移送だが、1年遅らせることになったので、改めて報告することになる。以上。

会 長：事務局による報告は以上だが、質問・意見等はあるか。

< 質問・意見等 >

A委員：神戸城跡の四阿について。瓦とか何か一部を保存するという措置はあるのか。

事務局：四阿自体はそれほど古いものではなく、神戸城に由来するものではなかったなので、廃棄し、保存の措置はしていない。

A委員：了解した。これだけ劇的に傾くというのはやはり原因をはっきりしていただきたいと思うが、その部分の説明がなかったなので、説明を求める。

事務局：撤去後の写真を見ていただくと、四隅に土台があり、そこに柱が刺さっているような構造であった。おそらく風雨によってこの部分が腐っている状態であり、年々腐朽がすすんだ結果傾きが大きくなったと考えられる。

A委員：柱の根元が腐るのは当たり前なので、要は経過観察が必ずしも十分ではなかったということか。

事務局：傾きがあるというのは、以前からあったが、ここまでの傾きではなかった。もう少し経過観察した方が良かったといえる。

A委員：柱は地中で支持していて、根元をコンクリートで巻いているということで、コンクリートの上に柱が乗っかっていることではないのでは。

事務局：撤去時に確認した感じではコンクリート土台に柱が刺さっているような状態であった。

A委員：なるほど。今後四阿を設置するにしても、こういうことはあり得る。その時の設計があると思うが、維持管理の方法については、今回のことを教訓にして、同じことを繰り返さないようにするとよい。

会 長：私の知る限り、この四阿は3代目くらいかと思う。

事務局：現状、新たに四阿の設置という予定はないが、もともとこれが建てられた経緯ははっきりわかっていない。

今後もし建てるということがある場合は、じっくり検討する。

会 長：石垣の明本（の文字のある石）について、それはそのままであったか。

事務局：位置は変わっていないが、下の土がなくなっているので、最初は同じ石と思わなくて見つけるのが大変であった。また、前はその箇所まで立ち入っていたが、土がだいぶなくなっているので、かなり急な坂のところにあ

る印象に変わった。

会 長：ほかに意見はあるか。

B委員：地蔵大マツについて。地元住民の方はやはり、しっかり残したい、いわゆる接木したいが、県ではそれは天然記念物として、もう「天然」でなくなるということを言っている。それでも接木により延命措置をしているという例も少なからずあるという状況で、もう県レベルよりも国レベルの文化庁とも何かやりとりとか伺いとかもされているのか。

事務局：県指定天然記念物ということもあり、こちらから直接文化庁へ伺いというのは今のところはない。県からは文化庁へ接木の例を確認したところ、接木をするのは原則認められておらず、接木をするのは遺伝子的に珍しいものが一部例外として認められている。地蔵大松については、2つの松が癒着してできあがったものであるが、遺伝子的に珍しいものではないということで認められないという回答を聞いている。

今のままでは、接木という手段が取れないということになり、地元の想いや樹木医のこうした方がいいという考えと、県の天然記念物ではなくなってしまうという意見とで平行線となっている。そこで、この管理計画・管理方針というものを地元（所有者）、行政（鈴鹿市、三重県）、樹木の治療法として樹木医、文化財の知見の観点から担当委員に出席していただき、意見をすり合わせたうえで保存についての方向性を策定していければと考えている。まだ、構想段階で具体的なことは決まっていないが。

B委員：地元の方は残したいという意味合いが強く、そうしたときに「文化財」として残すか残さないかというかなり踏み込んだ考えの方もいると聞き及んでいる。県の担当にも意見があろうかと思うので、この地蔵大松を残すのであれば、かなり突っ込んだ意見も勘案しながらいかないとと思う。地蔵大松もかなり弱っていると伺っているので、あまり引き延ばすとそのうち倒れてしまうのではないかという懸念もあるということは頭に入れておいていただきたい。

会 長：では（３）文化財指定候補について に入る。

冒頭に申し上げたようにここからは非公開として進めさせていただく。
傍聴人の方は退出をお願いします。

（傍聴人退出）

<以下非公開にて協議>